

第1回スポーツ振興審議会

1 日 時 平成22年10月6日(水) 午後7時

2 場 所 市役所本庁舎8階 802会議室

3 日 程

- ・委員自己紹介
- ・会長及び副会長の選挙
- ・案件

(1) 「(仮称)八王子市新体育館等整備・運営事業実施方針」等について

(2) 第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」の準備状況について

(3) 戸吹スポーツ公園整備事業の進捗状況について

八王子市スポーツ振興審議会

出席委員(14名)

長 田 正 美

澤 本 則 男

塩 澤 迪 夫

立 川 富美代

西 澤 敬 司

前 原 教 久

丸 山 正

今 井 啓 之

宇津木 孝 充

浪 越 一 喜

和 田 喜久夫

大 山 力 男

榎 本 茂 保

峯 尾 常 雄

欠席委員(1名)

奈良澤 徹

【午後7時00分開会】

○スポーツ振興課長　それでは、定刻前でございますけども、皆さんお揃いになりましたので、これから平成22年度の第1回八王子市スポーツ振興審議会を開会したいと思います。

ただいまの出席委員の数なんですが、14名でございます。奈良澤委員から欠席の連絡がありました。

条例第5条第2項の規定によりまして、定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立しております。

本日の進行は、お手元の配布の進行表により進行してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は初めての審議会となりますので、初めに各委員から自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、長田委員からすみません、お願いします。

○委員　皆さん、こんばんは。八王子市体育指導委員協議会の長田です。よろしくお願いいたします。

○委員　皆さん、こんばんは。八王子市体育協会から来ました澤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　八王子市レクリエーション協会の塩澤です。

○委員　こんばんは。八王子市体育協会の立川です。

○委員　皆さん、こんばんは。八王子市スポーツ少年団の西澤です。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。恩方夕やけスポーツクラブの会長をしております前原と申します。

○委員　皆さん、こんばんは。NPO法人の八王子市レクリエーション協会の丸山と申します。よろしくお願いいたします。

○委員　八王子市大塚にキャンパスがあります帝京大学に勤務しております浪越です。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。名簿にありますとおり、私は競技団体であります八王子市ネオテニス協会の会長、それからユニホック協会等にもいろいろとかかわっております。和田でございます。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。公募いたしました大山と言います。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。学校体育関係の中体連からまいりました柵田中学校の今井です。よ

ろしくお願いします。

○委員　　こんばんは。八王子市小体連の方からまいりました。城山小学校の宇津木です。

　　よろしくお願いします。

○委員　　皆さん、こんばんは。八王子市の市民活動推進部長の峯尾と申します。どうぞよ

　　ろしくお願いいたします。

○委員　　皆さん、こんばんは。八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部長の榎本です。よ

　　ろしくお願いします。

○スポーツ振興課長　　どうもありがとうございました。

　　続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。私は、スポーツ振興課長の遠藤辰雄でございます。よろしくお願いします。

○事務局　　スポーツ施設担当主幹の遠藤幸保でございます。

○事務局　　こんばんは。国民体育大会開催事務担当の富貴澤繁幸でございます。よろしく
　　お願いします。

○事務局　　こんばんは。スポーツ振興課の主査の橋本と申します。

○事務局　　こんばんは。スポーツ振興課の国体準備担当をしています日巻と申します。ど
　　うぞよろしくお願いします。

○事務局　　こんばんは。スポーツ振興課スポーツ振興担当の清水でございます。よろしく
　　お願いいたします。

○事務局　　こんばんは。同じくスポーツ振興担当の佐藤です。よろしくお願いします。

○事務局　　こんばんは。国体準備担当をしております吉森と申します。よろしくお願いします。
　　ます。

○スポーツ振興課長　　以上が事務局でございます。今後ともよろしくお願いしたいと思います。
　　ます。

　　次に、議題の3番を、正副会長の選挙を行いたいと思います。

　　進行は、レクリエーション協会会長の丸山委員にお願いをしたいと思います。丸山
　　委員。

○委員　　それでは改めまして、皆さん、こんばんは。大変僭越でございますけれども、新
　　しい会長さんが決まりますまで、代理議長ということで、御協力をいただきたいと思
　　います。よろしくお願いします。

　　それでは、早速進めさせていただきたいと思います。

実は、八王子市のスポーツ振興審議会条例というのがありまして、その第4条の1項というところに、正副会長ですね、正副会長の選任という項がございます。それによりますと、この規定によりますと、委員の互選で正副会長を選任するということになっておりますので、どうぞ立候補される方、あるいは推薦される方ございましたら、早速お願いをしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員 事務局一任でお願いします。

○丸山委員 事務局一任でいかがでしょうか。

(異議なし)

○丸山委員 それでは、事務局一任という御意見がございますけど、皆さん賛成ということでございますので、事務局一任で異議がないと認めまして、早速事務局に推薦をお願いしたいと思っております。事務局よろしく申し上げます。

○事務局 事務局といたしましては、前の審議会では学識経験者の方で和田委員の方に会長をお願いしたところでございます。

今回、学識経験者の浪越委員に会長をお願いしたいと考えております。それから、副会長には澤本委員、丸山委員をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○丸山委員 それでは、事務局から会長を浪越委員に、副会長を澤本委員及び私にお願いしたいというお考えが示されました。事務局案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○丸山委員 では、御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、会長、副会長は会長席、副会長席に移動の上、就任の御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浪越会長 それでは、改めてごあいさつをさせていただきます。委員の皆様の中でも若輩者ですが、こんな者が会長を務めているのかということで、自分的には悩んだこともありますけれども、前審議会の和田会長が築き上げてきたもの、そして心強い方が本審議会の委員でいらっしゃいますので、本当に頼り切って何とか会長の任務を全うできればというふうに考えております。御協力よろしく申し上げます。

それでは、澤本副会長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○澤本副会長 皆さん、こんばんは。体育協会会長の澤本ですが、どちらかと言うと、専

門がスポーツだけなものですから、皆さんほど知識がないかもしれませんが、施設を使用する団体として自分で、体で学んできたことを皆さんと一緒に勉強したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○浪越会長　　ありがとうございました。

　　続きまして、丸山副会長に就任のごあいさつをお願ひしたいと思います。

○丸山副会長　　私の方はレクリエーション協会でございますので、多くの市民がスポーツに親しめるような環境とかシステムをつくっていくところをぜひ進めていきたいというふうに考えています。

　　特に、後ほどきっとお話が出てくると思いますが、東京国体、東京多摩国体が3年後となっております、国体はそのものが目的というより、国体を一つの通過点というように考えて、国体を通して市民の、できれば全市民一スポーツみたいな、そういう運動が展開できたらいいなというふうに考えておりますので、この審議会の中でもこういう視点から御意見を申し上げたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○浪越会長　　ありがとうございました。

　　それでは、進行表の4、案件というところに移らせていただきたいと思います。

　　仮称ですが、八王子市新体育館等整備・運営事業実施方針等についてを議題とします。

　　事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局　　それでは、新体育館の整備、運営事業について、整備基本方針・基本計画をつくっていただいた後の動きも含めまして説明をさせていただきたいと思います。

　　平成21年の3月、新体育館の基本方針・基本計画をまとめて公表させていただきました。その後、市といたしまして新体育館の整備についてはPFIという手法で整備をしていこうと、こういう決定をいたしまして、今この整備基本方針・基本計画に基づいた「(仮称)八王子市新体育館等整備・運営事業実施方針」というのを公表しております。実施方針というのは、主として、こういうPFI事業を考えてますよというのを公表するものなんですけども、この審議会の皆様方につくっていただいた基本方針・基本計画に沿った形で策定しておりますということを御報告申し上げますとともに、計画自体はPFIを視野に入れたものではなかったもので、若干PFI向けに編成されなければならない部分があるということで、そこについて御了承いただきました。

いと、そういう趣旨でここでお話をさせていただくということでございます。

お手元に配布いたしました資料を、ホッチキスでとめてあると思うんですが、まずは新しい委員さんもおられる、それから基本方針・基本計画をつくってから大分時間がたっておりますので、ちょっとこの計画のおさらいから進めさせていただいて、基本方針・基本計画とPFI事業を比較する形で説明をさせていただきたいと思います。

まず、ホッチキスでとめてある新体育館の整備基本方針・基本計画（案）の骨子という資料でございます。

この審議会ではどのような計画をつくっていただいたかということなんですけれども、まず1番目、基本方針・基本計画では、現状と課題として、施設が不足しているのが、市民のスポーツ需要に対応できていない。それから2番目、大規模なスポーツ・レクリエーション大会の需要に対応できていない、こういった現状と課題を取り上げていただいて、じゃあ新しい体育館ではどういうものが必要なのかということで、2番の（1）（2）（3）ということですが、（1）番、大会会場が不足している部分に対応するためには、2つの大会、イベントが開催できる施設である必要がある。それから（2）番、大会需要へ対応するためには大規模な大会、イベントが開催できる、こういう十分な施設である必要がある。それと（3）番、既存施設ではできないもの、それに対応していかなくてはいけない。競技場の面積要件等で、既存施設でできることは既存施設でやり、新しい体育館でしかできないことを新しい体育館でやる、そういうことで市民のスポーツ需要に新体育館と既存体育館が一体となって応えていくということで、じゃあ新しい体育館と既存施設の役割分担はどうするのかというのがこの3番目。（1）（2）と書いてございますが、先ほど申し上げましたとおり、新しい体育館は既存の施設と同じような施設になってしまうとは、こう重なる、重複するだけで全然機能は発揮できないだろうと、こういうことで既存施設ではない部分、できない部分を新体育館が担って、既存施設と新体育館とで一体になってこの事業はまかなっているんだと。そういうことで役割を決めました。

（3）（4）（5）と書いてありますが、新しい体育館はその中央体育館、そして大規模な大会やイベント用、それから新しい体育館のサブアリーナは個人向けの地域スポーツの拠点、するスポーツを中心にする施設であります。

それから、（5）番ですが、既存の各施設は、新体育館が大規模な大会や個人での利用を担うので、地域団体のスポーツの拠点にしていきますよと、そういう形で役割

を分担していきましょうというわけです。

それから、じゃあ新しい体育館の施設内容はどうかという議論になっているわけですが、まず中央体育館としてふさわしい大会・イベントを開催できる、それだけの大きなメインアリーナが必要だと、全国大会とかプロスポーツ、そういったハイレベルなプレーを見ることができる、見せることができるアリーナでないといけないと、そのためには大規模な大会の開催に必要なフロア面積や観客席数、附帯設備のほかに選手の控室とか役員室とか、そういったものを充実させなければいけないと、そういうまとめになったわけでございます。

で、(2)はサブアリーナですが、サブアリーナについては、ここにはプレーする競技場であるということで、あくまでも大会会場不足を解消するため、他の施設では賄いきれなかった大会需要を補完する位置づけだったわけでございます。

それから、(3)番ですが、既存施設にはない広さを持つ多目的室、これも前回の審議会においては非常に時間をかけて御議論いただいたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、既存施設にはない、それが新しい体育館の役割ですので、700平米から1,000平米の競技フィールドを持たせる必要があるという皆さんの御意見がまとまったわけです。

それから、壁面には鏡を配置する、さまざま大きさに区切る、そういった条件を設定いたしました。

(4)番のトレーニングルーム、これについては、後ほど詳しく説明をさせていただきますが、大体300平米程度の施設を設置する。トレーニングルームについては現市民体育館にもありますが、いくつかの施設に分散されていてもよいと、そういうまとめをいただいたところでございます。

(5)番、これについて後ほど詳しく御説明させていただきますが、子育て中の方にも安心して体育館を利用してもらうためキッズルームを設置します。現市民体育館の使用率が余りよくないんで、サブアリーナから見える形で設置するというので、1回まとめをいただいたんですが、ちょっとこれについては考え方を変えたところがございます。後ほど御説明をさせていただきます。

3点目ですが、(6)番のところ、地域交流スペース、これについてはラウンジスペースを設け、利用者間のコミュニケーションを深め、メインアリーナ、サブアリーナ、それから地域交流スペースの3部門で新しい体育館が成り立つという形で、

このようにいたしました。

地域交流スペースについては、国の補助金をもらうという意味もあって、いろんな条件が加わってございますが、大体このまとめのとおりに進めておるところでございます。

3ページの上段ですが、施設を有効に活用できる設定ということで、これは新しい体育館の特徴の一つでございます。メインアリーナとサブアリーナのフロアを一致させることでさまざまなメリットを生み出していくということですね。

それから、6番の既存施設の整備ですが、先ほども申し上げましたとおり、新体育館と既存施設が役割分担をして市民の行事を賄っていくためには隣接する狭間スポーツ広場の再整備が必要ですけど、それから現市民体育館の改修も必要です。で、甲の原体育館の駐車場の改善も必要だという御意見をいただいております。

7番、新しい体育館の運営ですが、これについては非常にとにかく今体育館不足で皆さんお悩みなので、集中的に御議論いただきました。少なくとも新しい体育館は大会、イベントが中心なんだということで、大会、イベントを中心にした事業運営をしていきますということです。

めくっていただきまして、4ページ、この中で特に集中的に御議論いただいたのは、予約の受付です。新体育館の予約の受付時期については大会とかイベントの種類に応じて3年前とか2年前とかいろいろな条件をして、その中でサブアリーナができるだけ「する」スポーツに使えるようにと、こういう配慮をしたところがございます。

特に、ここに書いてあります面貸し利用の場合については日程調整会議の後から予約が可能となりますが、日程調整会議が2回あるということで、その結果をどのように予約につき反映していくのか、こういった議論をいただいたところがございます。

それから、(3)の個人参加型事業の展開ですが、既存施設がどうしていっぱいかというと、個人参加型の一般開放事業、これと団体利用の両立を現市民体育館で担わなければならなかったことも原因の一つと考えられます。こういう中で既存施設から新しい体育館に一般開放事業を移して古い体育館を団体利用に当てましょうというのが(3)の①番。それから、②番のところ、新しい体育館ではメインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、3施設で事業が展開できますので、ここを効率的に十分な個人参加型の事業を展開していくということ。

それから、(4)番の多目的室の運営ですが、既存施設には同規模のものはないの

で、多目的室の運営の下の2行ですが、曜日で区分し、週4日を個人参加型事業、3日を面貸しとするという決定をいただきます。それについてもまた後で御説明させていただきます。

(5) トレーニング室の運営ですが、これ先ほども申し上げましたとおり、PFI制度という構成のもとになりましたが、市民ニーズの高い施設なので、自由提案事業の中で、またここにちょっと施設拡大の可能性を加えております。

(6) 番、飲食物の販売ですが、今の市民体育館の例からみてもなかなか食堂的なものは成り立ったことはないということで、イベント時の販売スペースがあれば足りるのではないかと御意見をいただいたところでございます。

以上終わりました、5ページですが、そういった御意見の中で、基本方針・基本計画通りに整備した場合、新しい体育館はどうなるのかというのをまとめさせていただきます。

施設面での特徴といたしましては、メインアリーナ、サブアリーナともに観客席を有するという事でどちらのアリーナでも大会の開催ができるようにしていくということが大きな特徴です。

(2) 番のメインアリーナ・サブアリーナを同一フロアに隣接させる。これも御提案いただいた中で素晴らしいアイデアなんです、メインアリーナ、サブアリーナを同一フロアにすることでさまざまなメリットが生まれます。

それから、(3) 番、全国大会やプロスポーツなどに対応できるメインアリーナということで、観客席を四方に配置して「みる」「みせる」機能を充実させる。それから、プロスポーツなどを誘致できるように、設備を充実させるということですね。

それで、(4) の施設の規模ですが、メインアリーナは2,700平米以上、サブアリーナは1,785平米以上ということで、これが実現しますと、現時点では三多摩で最大級の体育館ということになります。

延べ床面積ですが、駐車場を含めて2万平米程度を予定しております。町田の方が若干大きいんですが、それは町田は武道場や和洋弓場などが入っておりますので、アリーナ自体はうちの方が大きいです。大会・イベント開催時の駐車場については隣接する狭間スポーツ広場を利用いたします。

めくっていただいて6ページです。運営面での特徴はどうかというと、メイン、サブ、多目的室を活用した多彩な個人参加型事業の展開です。

それから、予約方法では、先ほど申し上げましたとおり、日程調整会議の結果を反映する形で市民を優先させるための予約方法を取り入れていますということでございます。

Ⅲの基本方針・基本計画とPFI事業内容との比較ですけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、PFI事業の実施方針を公表するということはどういうことかと言いますと、PFI事業、市が検討をしているPFI事業の枠組みを決めるということで、①番のところに書いてあるんですが、事業者が参加する意欲を持っているのかどうか、それから参加するか否かという判断をする時間を与える、それから市民へ周知するということ。

②番の、実施方針及び要求水準（案）を公表することで、市民、事業者からの意見、質問を受けて、それを反映して事業スキーム、枠組みをよりよいものにしていくということで、PFI事業と決まったわけで、決定したわけではない、こういうPFIを考えてます、これについていかがでしょうか、それが今の時点、実施方針の公表ということ。

では、どんなことを公表しているのかというと、7ページの上になりますが、①から⑥まで書いてございます。事業範囲、事業方針等の事業スキーム、それから募集に関する事項ですね、事業をどういうスケジュールでやるとか、どういう事業者が応募してくるとか、そういった内容、それからどういう形で事業者を選定していくのか、④番、リスク分担をどうすべきか、モニタリング、監視をどうしていくかこういった内容などを公表してございます。

以上、これについては、どちらかというと本当に手続き的なものでございまして、皆様方に検討していただいた内容について非常に関連してくるのは、整備・運営事業、業務要求水準書ということになります。

7ページの2番目ですが、事業スケジュールを一応参考までにここに書かせていただきます。事業実施方針に記載してございます。

実施方針ですと、5ページに事業スケジュール、それから8ページの方には事業者選定の手順やスケジュールが書いてございます。これをまとめて書いてあるのが、この7ページの中段の2番目のところでございます。事業実施方針及び業務要求水準書案の公表は9月6日にさせていただいております。

それから、②番、PFI事業とする、これを決定することを特定事業選定と言いま

すが、それは来年の2月ごろを予定しております。ですから、9月6日に公表した後、来年の2月ごろまでの間、一生懸命また事業内容、事業枠組みを事業者等の反応を見ながらこちらの部分で再度検討する期間が持たれた。そしてまたPFIでいくのがいいということになればそこで来年の2月ごろPFI事業にするという決定をするわけでございます。

それから、③番で、事業者の募集は実施方針では平成23年の4月から8月までの4カ月間としています。で、事業者から提案を受けまして選定作業が23年の10月、設計、施工は、設計にかかるのが平成24年の1月から、現時点での日時は竣工は平成26年の4月になるのではないかと。そうすれば供用開始は26年の7月になるのではないかとというスケジュールでございます。

なお、本スケジュールについては、若干ずれる可能性はあると考えています。

いよいよ皆様方に検討をいただいた基本方針・基本計画と非常に関連性の強い業務要求水準書の内容なんですけれども、要求水準書は、ここの(1)に書いてございますが、こうして4つに区分されております。①番で施設の設計・建設に関するもの、導入部分で施設の内容とか施設の広さ、構造、設備、設計・建設業務内容等、これについて定めてございます。それから②の方は施設の開業準備ということで、完成してからオープンまでの間でやる、予約受付やオープニングセレモニーの実施などを含めた内容となっています。それから③番、維持管理に関する要求水準で、建物の保守とか維持管理業務を、どちらかと言えば、我々行政側の部分の要求事項です。④番が運営についての要求水準、これについては営業日数とか予約方法とか書いてございますので、ここで議論する形となるのは①番と④番ということになります。

では、どういうふうになっているかというのは別紙で示させていただいたこの比較表でございます。まず表の方を見ていただきたいんですが、先ほど申し上げましたとおり、基本方針・基本計画、審議会の委員の皆様にご覧いただいた内容を極力、極力と言いますか、最大限に反映した形で業務要求水準書をつくらせていただきました。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、PFI事業ということで、若干の修正を加えております。表の一番上、整備手法ですが、基本方針・基本計画では市の直接施工を想定していました。PFIというのは、一応視野には入れてますが、PFIは決定ではなくて、導入したという前提で計画をつくっております。

それから、管理、運営については、指定管理者を想定してございますが、PFIでも指定管理者の指定を行いますので、それについてはわかりません。

開館時間、休館、これについては、計画の策定段階ではこれについての議論は余り深くはやってなかったと記憶していますし、計画にもそれは書いてございません。ただ、ここについては業務要求水準書の中で開館時間は午前9時から午後10時まで、13時間ということで要請しています。

休館日は年18日、これは今の市民体育館と同じです。市民体育館は年間18日の休館になっています。市が直接やっているところでもこれだけやっているの、それ以上休ませることはまかりならんということです。

それから、コマ割りについては、効率的なコマ割りを検討しなければいけないということを基本計画に書かせていただきました。一方業務要求水準では、開館時間が13時間ということで非常に割り方が難しい、2時間単位でも余るし3時間単位でも余る、ただ研究を進める中で日本全国どこの体育館も最も使われない時間が13時から19時です。ですから、13時から19時のところを2時間制、2時間枠にして、そうすれば使用料が安くなりますが、その使用率を上げるとか、あるいはもっと大胆に2時間と3時間をいろんな形で組み合わせるというのがここで可能だと思いますので、ここはPFI事業者が工夫しろということで投げてございます。

それから、メインアリーナとサブアリーナの役割ですが、基本方針・基本計画ではさっき言いましたとおり、メインアリーナが大会イベント、サブアリーナは個人利用をするということで、役割を固定化して基本方針・基本計画をつくっていたわけですが、ここについては要求水準書61ページをご覧ください。非常に細かい字で申しわけないんですけど、これ一例として書いたんですが、メインアリーナで、例えば火曜日の夜間のメインアリーナで個人利用のバスケットボールを実施した場合どうなるかなと想定したときに、バスケットを2面とり、で余ったところはまだバスケット1面分あるわけですね、2,700平米には。ということはバスケットの面が余ったところで卓球をやるとか、そういう使い方は可能になりますので、計画では一応メインが大会イベント、サブが個人利用というふうに書いてございますが、とりあえず一方に決めるのではなくて、いろんなやり方を提案させようじゃないかと、どういう形が一番効率的なのか、考えて提案してくださいという形で要求してございます。

で、この61ページの表はとりあえず便宜的に、実は逆にサブアリーナからメイン

アリーナに全部、個人参加型事業を送った例です。というのは団体利用ではメインアリーナは余りにも面積が広いので、使う面積が小さいとなればサブアリーナの方が使いやすいわけですね。要求水準書で組んだ計画でも施設の効率的な利用を考えてメインアリーナに個人参加型事業を集約し、サブアリーナの利用の自由度を増すというようなことを考えながらつくってみました。

ただ、これはあくまで一例なので、事業者の方でどういうことを提案してくるか、それはこれからふたを開けてみないとわからないということです。

で、また一覧表の方に戻っていただきまして、中段のメインアリーナですが、メインアリーナについては基本方針・基本計画で2, 700平米以上、全国大会の開催が可能な施設であること、役員室、審判室などを充実させ、大規模な大会やイベントの開催にふさわしい施設であること。サブアリーナは、その下のサブアリーナですが、サブアリーナは1, 785平米以上、700席以上、全国大会の開催も可能であること。それからキッズルームがあるということになっています。

メインアリーナ、サブアリーナの条件につきましては、サブアリーナに併設としたキッズルーム以外は基本方針のとおりに要求してございます。キッズルームだけはこの間できたばかりの墨田区でも、我々と同じような発想で、サブアリーナから中身が見える位置に、サブアリーナから見るところにキッズルームを設けておりますが使われておりません。やっぱりだめなんですね、全て自己責任でキッズルームを運営するということは。

それで、考えたのは、託児事業ができないか、自分たちで見るのが難しいのであれば、託児施設を設け、そこで預かってしまえば使われるだろう。これを考えてこども家庭部で所管する親子つどいの広場事業を見つけたんですがなかなか条件が整わずに、これはつぶれました。ただし、PFI事業でいろいろと工夫して託児を実現させることができますので、事業者の方に託児事業ができるものは託児事業をしてください、そういう形で要求してあります。

ただ、託児だけ、託児は結構やっぱり事業者にとっては負担になりますので、これはあくまでできる事業者が自由提案でしてくださいということになってますので、そこで考えたのが、キッズルームではなく子どもコーナーを設けたらどうかということで、その下の地域交流センターというのが、枠が大きい欄の下から3番目ですね、そこに子どもコーナーとして、子供を自由に遊ばせることができるスペースの設置を掲

げてございます。

まあいわゆるショッピングモールや百貨店の中にもある、見かけるとこう柔らかいマットみたいなのを敷いて、子どもが自由に遊べる、またそれに併設して椅子やテーブル等を置き保護者の見守りスペースを設ける。それをアリーナに隣接するんでなくて、誰もが自由に入るロビーに配置すれば利用されるのではなかろうかと。

市職員等で子どもを持つ人の意見をいろいろ聞いたりしましたけど、そういうものがいつでも無料で利用でき、それから、できれば保護者がその外で見つめて、いすに座ってお茶ぐらい飲める、こういう形にしてもらえればここは使われるんじゃないというような話もあったので、このような形でいろんなことをしていいという形ということであります。

話が前後して申しわけございませんが、その上のところにトレーニング室について太い字で書いておりましたが、トレーニング室はやっぱり非常に需要の高い場所なので、これについては基本方針・基本計画では300平米程度とするとしてございましたが、300平米より大きくてもいいという形で要求しています。

その欄の一番下の彫刻の設置というところなんですけど、基本方針・基本計画の検討段階では出てこなかった話ですが、市民会館が新しくなりまして、旧市民会館に設置してあった市所有の彫刻物を置く場所がなくなってしまいました。大きさが縦横1m高さが3.8mでこれをスペース的に受け入れられるところは結構あるんですけど、床がそういうふうにつくられてない、1.5トンあるそうです。1.5トンの重さに耐えられる床がないということで、また有名な先生からいただいた彫刻ということで飾らないわけにもいかないということで、新体育館でロビーのあたりに床の強度を持たせる部分をつくってそこにこれを飾るということになっております。

スポーツ広場ですが、スポーツ広場については基本的には基本計画のとおりです。ただ、この業務要求水準書の一番後ろから3枚目、略図が書いてございます。新体育館とスポーツ広場の北側については現状、歩行帯が白線で示されているのみで歩道もなく、見通しも悪い道となっております。新しい体育館ができましたら交通量も増えることが予想されますので道路の幅は縮めずに、体育館の方の土地を使ってもらって歩道を整備する。それから、違法の放置自転車が駅前にありますので、放置自転車が撤去できるように駐輪場の用地を確保する必要があります。そういうことでこの狭間スポーツ広場の北側の土地を駐輪場用地としてとっております。

それから、スポーツ広場利用者の駐車場ということで、ここアスファルトと同じちゃんとした固いものにしたいと考えております。なぜかと言いますと、大会、イベントのときに大型車両を大型バスのような大型車両、人工芝の上に大型車両を置いたら人工芝は一発で終わりなので、ここについては新体育館で大会が開催される時は大型車両用の駐車場にします。で、その下が多目的広場ということで、ここは人工芝の広場、事業者がどういう提案してくるかによりますが、普通に考えれば人工芝ではなからうかなとは思いますが。

こちら側は人工芝のところ一般の乗用車を置いて大会のときも駐車場にすると、そういう形で考えております。

それから、資料の裏面ですが、今度は運営面、運営面でまだどういうふうにしていくのかと意見が審議会ですごくたくさんでしたので、基本方針・計画で取りまとめています。まず、市民体育大会については、計画の中では第1回目の日程調整会議ではずれなかった場合、ここは新体育館を使用できることにするという規定を設けました。で、それについて要求水準書の方では、そのとおりに読まさせていただきますが、第1回目の日程調整会議の結果への対応は基本方針・計画のとおりといたしました。開会式の日程を確保いたします。市民体育大会の開会式、毎年9月の第1日曜日ですが、開会式の前日とそれから開会式、これについてはメインアリーナをただ使ってもらおうということで、要求してございます。

それから、2回目の調整会議での対応、第2回目の日程調整会議において予約できなかった団体、これについてもサブアリーナを中心に新しい体育館の予約ができるようにするという決まりをいただいております。それがそのまま要求水準書でも要求してございます。

で、予約方法ですが、予約方法とか予約開始時期、これについては基本計画のとおりです。で、一般開放事業も球技系のは新しい体育館ですということ、基本計画の通りになってございます。

それから、個人参加型事業の展開ですが、一般開放を除いた個人参加型の事業ですね、基本計画では、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室をフルに活用して有効にやっていくということとしておりましたが、要求水準書ではこれを一歩進めまして、常に個人参加型事業を展開するようにしようと要求いたしました。既存体育館との役割分担の中で新体育館の役割は個人参加型の事業がメインになりますので、どこかで

個人参加型の事業をやってるようにしてくださいという要求を、だれでもがそこに行けば、行けば何かに参加できるという、そういう状況を確保してくださいという要求をさせていただきます。

ただ、休みなくずっとというわけにはいかないのです、1時間に満たない時間が空くことは差支えないとしております。

それから、多目的室の運営ですが、先ほど申し上げましたとおり、新体育館の役割は個人参加型事業の充実ということですが、ここについてもPFI事業になりますと、様々な個人参加型事業の展開が考えられますが、団体の日々の活動の場でもあるので、少なくともこの面貸し需要は確保しながらも事業者がどうにかできる方法はないのかということで、週3日の面貸しの割り当てのうち2日間は全日、残った1日分は時間で、13時間ということでとりあえず基本方針・基本計画に沿う形としております。

次に、飲食物の販売ですが、飲食物の販売については、この場ではなかなか難しいだろうということで説明を受けたのですが、事業所側の方は結構やりたがる事業者が多いのでということで自由提案、ただ、うちの方としてもそんな危ないものをやらせるのもリスクが伴いますので、もう自由提案で飲食物、物品販売をする場合には家賃をもらう形で要求をしています。

それから、当然臨時の物販についても事業者の自由提案です。これは施設使用料を徴収するつもりでおります。

使用料について今のところまだ市長の了解をもらっておりません。市長にまだ説明をしてございません。一体いくらにするか、値段を詰めなければいけないと考えております。

こちらの素案はできてますが、それがまだちょっとお示しするまでにはいたっておりません。

それと今、最大の悩みが減額免除制度についてです。今の体育館は大会使用であれば社会教育団体は2分の1減額ということになっていますが、さてこれをするのがいいのか悪いのか、これについてはちょっと皆様方の意見をお聞かせさせていただきたいなと思っております。

あと高齢者、障害者についてどういうふうにするのがいいのか、ここも御意見いただければいいかと思えます。

非常に長くなりましたが、以上でございます。ありがとうございます。

○浪越会長　　ありがとうございました。これで事務局の説明は終わりました。

新体育館整備をPFI手法で行うに当たり、本審議会が教育委員会の諮問に応じて原案を作成しました「新体育館の整備基本方針・基本計画」の内容と異なる部分がいくつか生まれたという報告がございました。

まずこれについて御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

○委員　　新体育館の運営というか必要ということで、多分施設が大きいですからメインアリーナはスポーツの大会だけではなかなか回らないということがあり得ると思うんですね。年間を通じてコンスタントに使用されているということが理想形ですから、そういう意味でスポーツだけではいっぱいにならないときに、スポーツ以外のもので埋めるといっても考えられると思うんですね。そのあたりが何か説明をされているのでしょうか。

○浪越会長　　お願いします。

○事務局　　要求水準の中で、個人参加型事業についてはスポーツである必要はなく文化的活動も可とさせていただきます。さらにスポーツだけにはこだわらずに、会議室もできるだけ利用して欲しいと、スポーツだけでなく文化的な事業もどんどんやって欲しいということで要求してございます。

特に会議室の使用、それから先ほど言いました子どもコーナーと会議室というのは新しい体育館の柱ですね。あらゆる体育館がネックですから、会議室は絶対に必要ですが、とにかく使用されない。

それから、子どもコーナーも同じ。それに先ほど申し上げましたとおり、15時から19時、ここをどうするか、この3つの課題を埋めれば体育館の事業は間違いなく成功するわけです。

ですから、そこが課題なのであくまでもスポーツにこだわることなく、あらゆる事業を個人参加型の事業で展開しなければいけない、会合でも将棋でもカラオケでも何でもいいですという形で要求させていただいております。

○浪越会長　　ありがとうございます。はい。

○委員　　今の質問の続きなんですけども、今度はその施設全体という大きなちょっとメインアリーナの場合に、これから料金設定するわけですけども、常識的に考えて今の市民体育館のレベルではないかと、もう少し高い水準ということになると、我々競技団体が大会をたくさんやればいいんだけど、大変だということで、年に何回かって絞っ

て、でも最後は価格なんですよ。やはり、スポーツ団体が払える範囲ってありますから、今度は金が払い切れないということになって、そうするとメインアリーナの、何て言う、目的外使用って言うんでしょいかね、例えば、サーカスを、どういうふうにご利用するのかなと思ったら、やっぱり指定管理者の手引きでやったということで説明はよく聞いてきたんですけども、多分そういったイベント、あるいはコンサートみたいなものですね、そういうものも入れていかざるを得ないだろうと、要するに指定管理者の運営だとスポーツだけだとやっていけないということがあって、何かお金を稼ぐというか、こういうことにどの程度かというふうな、伴った理由は特に説明をされているんでしょうか。

○事務局 申しわけございません。そこは実は完全に割愛させていただいた部分でございます、お手元に業務要求水準書の、一例ですが、71ページをお開きいただきたいんですが、広告・宣伝業務、こちらといたしましても、あらゆる広告料をとらせていただいて市が払うお金を少なくしたいと。そのためにここに広告宣伝業務を行うことを要求しております。さらに、初めて今度は新市民会館にネーミングライツが導入されますが、ネーミングライツの導入も検討してくださいということで要求しております。

ただ、利用者が試合をやる際にフェンスなどを設置し、それに広告を載せる場合がなかなかむずかしくて、よその市の体育館は広告料をとっている所もあると聞いています。本来であればそれはとりたいのはとりたいんですが、それをやったらせっかく利用者が協賛企業を見つけてきてお金を稼ぎたくても、それを市に取られてしまうようでは、とてもプロチームなどは使用してくれないだろうということで、これについてはとらない方向でとっています。

あくまでも委託した広告の場所に広告を掲載する場合にはお金はとるけれども、うちが貸している施設の中に広告を設置する場合はお金を取りません。

ただし、アリーナを使用する場合は施設を有料で使っているわけじゃないですか。だからこれはいいんですけども、無料のスペース、例えば、ラウンジでものを売りたいとかラウンジで広告したい、それはもう平米いくらという形でお金をいただく形にいたします。

○浪越会長 そのほかにいかがでしょうか。

○委員 今エコの時代で市民体育館より利用料を上げたとしても、もっとすごい電気料が

かかるんですね。だとすると、エコ対策をすれば利用料を軽減できるのではないかと。初期投資はかかると思いますが、エコ対策を考える必要があると思いますが、その所をどう考えているのかお聞かせください。

○事務局 基本方針・基本計画、特に基本方針の中でエコに配慮する、これは第1にうたってございます。で、エコの配慮に徹底しているのは、今はもうこの対策をとらなくてはならないという時代になってますので、かなりこの部分は進んでおりますし、これ全てが事業者の審査の対象になります。評価をする際にそういう対策が取られている場合には点数を高くするという想定で進めております。

ちなみに、料金の方ですが、墨田区の例をベースにして計算したところ、大体メインアリーナを1時間使って、空調が1万2,000円だった。今そこまでエコが進んでいるということです。

それから、それをベースに八王子市の場合、利用料金の考え方の一つは、このランニングコストの何割かを利用者に負担してもらい、これが考え方のベースになりますので、今言ったメインアリーナの場合であれば、全面を使えば1時間1万2,000円の仮に5割だとすれば1時間6,000円となります。そこからどういうふうに調整していくか。

ちなみに全面使って1時間6,000円というのが大体の相場です。今よその体育館をずっと見ても大体そのぐらいが相場なんです。ですから、2分の1だと1時間で3,000円、それが大体の相場。ただ、これはアマチュアスポーツの場合ですね。だから、商業的な利用であれば2倍、3倍ぐらいの料金設定となります。

○委員 今の関係で、ほかのところではわりと準備のときには照明を少なくして、それだけ利用料を安くすると。だから、電気も間引いて2分の1点灯だとか、そういう中でもいろいろと仕組みというのはできるんで、多分上限は決めますけども、そういう払い方というのはオプションを設けて、空調は要りませんよなんて場合には空調に係る料金は徴収しないとか、無理にエアコンかけて電気を全てつけてというのではなくて、お客さんの要望で暗くてもいいような場合は電気を間引いて料金を安くするということです。

これから多分またプレゼンなどをやる中で業者さんから、いろんないい提案が出てくるのかなと。できる限り利用者は使いやすく、市の負担が少なくできるような手法を考えていかなければなど。

○浪越会長 安くなるというふうなことですけれども、今委員がおっしゃったように、利用者が選択できるようなそういう空調だったり、そういうものについては積極的に導入していくということによろしいでしょうか。お願いします。

○委員 設備の問題ですけれども、先ほど言われましたエコ関係、例えば、太陽光発電の場合、それを導入する施設が今後主流になっていくと思われるが具体的な要求についてどのように考えているのか。

○事務局 P F I は本市でも初めての導入であり、なかなか民間になじみはないんですけど、P F I 事業というのは、こういう条件を示した中でP F I 事業者の方に設計と工事ですね、それから施設の管理と運営、それを一括して発注する中で、向う側がこちらが示した条件に則った形でいろいろな知恵を絞って提案をします。当然設計から向こう側からの提案ですから、いろいろな工夫を凝らした設計になるだろうと。ただ、それを何でもいいよというわけにはいかないでこの要求水準書を示して、これ以上の提案をしてくださいということです。施設ができ上がったところで、市の持ち物になって、その時点から市の支払いが始まります。

施設の整備のお金もちろんですし、運営費も、本当は運営費は使用料で全て賄ってもらえればいいんですが、それをしたらすごく高い利用料になってしまいますし、近隣市との釣り合いも取れないので、市がいくらか運営費も持つ必要がある。

そこでいろいろな民間の知恵を絞った中で、この市が払うお金をどこまで縮めることができますかという問いかけをしていく形になります。

○浪越会長 キッズルームについても基本方針・基本計画で出したものが少しこう変更されるというお話もありましたけど、その辺について意見等はございますか。

○委員 私が一応こう親の目が届くところでキッズルームを、ガラスを入れてやったらいいんじゃないかということを提案させていただいて、一応そういう形になったんですけど、先ほど墨田区とかでも利用されてないということなら、つくっても利用されてないというんなら意味がないことであって、ほかの利用をすればいいことであるので、たくさんの方がまず利用しなければせっかくお金をかけてつくっても意味がないことなので、それは仕方のないことかなと思いますけど。

○浪越会長 事務局の提案の中で子どもコーナーですね、その他託児室など、積極的な案が要求水準書に示されていますけど、その点については。

○委員 いろいろなところ、やはりそういうところがありますよね。意外と今の親は子ど

もたちは構わず遊ばせておいて自分たちはいない、だから目が行き届いてないというのがあるんで、まずできたらこういうところに一人でも見守る人がいるような形で、利用するときにはちょっと注意を促すとか、そういうことをしてもらえたらいいんじゃないかなと思います。

○浪越会長　ほかの委員の方はどうでしょうか。

○委員　今の話ですけど、今まで市民の方々がキッズルームを利用しない、使わないということであれば、何らかの形でかなり使い勝手が悪いんじゃないかと私は思うんですけど。

○事務局　はっきりとしたちゃんとした原因はわかりません。あくまでも推測になりますが、どこもキッズルームというのは自己管理、自分たちで責任をもって使ってくださいという形となりますが、子どもなのでどうしても責任の問題がかぶります。ですから、どこも一切自己責任ですよ。体育館の管理者も市もこれについては一切責任は負いませんよ、自分たちで見てください、ここが一番大きいと思います。

要は仲間内で行って、子どもを連れて行って何かプレーしているときに、必ず仲間のだれかがそこで子どもを見ていなければならない、そういうことになりますので、こちら側としては託児であれば仲間全員と一緒にプレーして子どもを預けた中でプレーができる。あるいは子育て中のお母さん一人でエアロビクスに参加したいというときにも、託児があれば参加ができる。

仲間であればキッズルームの使用は可能ですが、単独で個人事業に参加しようとするれば、キッズルームは使用されないわけです。ですからそこで託児という案を掲げたということです。

○浪越会長　今の説明で。

○委員　これは体育館本体の問題ではなくて、周辺のことなんですけど、国体レベルの大会があったりしたときに、狭間駅のあの狭い駅舎、それからあの周辺の道路、そのあたりについて京王電鉄との連携とかそういうことは今やっておられるんでしょうか。

○浪越会長　お願いします。

○事務局　P F I 事業の最大の弱点というのが設計は事業者が決まってからやっていきますので、相手に図面を示せないのに関連する企業や部署などと話ができません。どういう配置でどういう施設を設計するかというのを示さなければ相手にしてくれないんです。

○委員　いつもこの周辺を通るたびに思うのが、この道路、この駅舎で周辺住民と体育館利用者の動線の確保についてどういうふうに対策を考えておられますか。

○事務局　実は京王電鉄と何回かお話しはしているのですが、図面を示せないこともあって、なかなか具体的な話にはいたりません。

○委員　いいですかね。キッズルームの件なんですけども、ちょっと話は戻りますが、私はこれは最初から必要ないと言っているんですね。ただ審議会で見えるところなら使われるだろうということで、市側もどうしてもそこに施設は必要なんだと、そう言われたらと思ってます。話では、現市民体育館なんですけど、主競技場の廊下を挟んで向かい側のところに第一指導員室という部屋があるんですね。あれは実は設置当初は指導員室ではなく、キッズルームだったんですね。

そして全然使用されなかったんですよ。それで今の指導員室という形になったと。その状態がもう40年近くたってだれも気がついてないし、使っていないということは必要ないんだと、こう言ったわけなんですけれども、けれども、市側はやっぱこれは必要があるんだから、みんな事例があるんだからという話だったんですが。

私はキッズルームを子どもコーナーにかえるということは、別に私はそれでもいいと思います。ただ、問題は託児室を設けて、たくさん来ればいいですよ、子どもが。1日見て、1年間見てどのくらい子どもがここに入るかわからないのに、託児室というのは、これまた行きすぎじゃないかなというような感じはあります。

例えば、だれか置かなくてはならないぐらいの説明にしておいて、ほったらかしにはできないので、あのときには目に見えるところだったら安心だというのがあったんですけど、じゃあ逆に子どもコーナーにして子どもを入れてもそこに矛盾が生じないかと言うと、また託児を、かわって責任を負えるような人を置いて、それには給料払わなければならないわけですから、そんなことは現実的にできるかどうかというのは問題だと私は思いますよね。

○事務局　そこは十分検討させていただきました。武蔵野の体育館が託児事業を行っております。武蔵野の体育館はNPO法人の方に託児事業を行うよう依頼している。でもそれは利用料で事業費を賄いきれないので、それは市側で負担する。それから常設ではない。市が想定しているのは常設のようなものではなくて、施設は用意いたしますが、完全予約制でいついつの何時から何時まで預かってください。それに応じて保母さんの確保とかはそういうのを事業者側で用意する、託児料の方についてもそれなり

の料金を設定します。というのは、これはあくまでも自由提案として要求しておりますので、市の事業ではありません。市の事業ではないんです。あくまでも民間事業者が自分で商売になる範囲で託児をやります、ということです。民間事業者によってはそれで事業として成り立つとあってるところもあります。

そういったことなので、あくまでも市の事業ではありません。またそのリスクを市は一切負いません。市はそこについて赤字が出たとしても一切お金を払うということはない。

○委員 このPFI事業を請け負う立場でいうと、赤字となるようなことを決められても困るわけで、受けようがないんです。

○事務局 だから自由提案という形にしました。運営していく自信がある事業者だけが提案するものなので、設置しない場合もあります。子どもコーナーの設置を要求したというのはその理由もある。託児というのは本当に自信がある事業者でないとできないし、それを絶対に要求するというをすると、事業者は手を挙げてなくなってしまふから、だから託児についてはやってもやらなくてもいいです。自信のあるところはやってくださいと。そのかわり、子どもコーナーは絶対ですよと、こういうスキームにしました。

○委員 それで事業者の自由提案なんですね。

○事務局 そうです。

○委員 もう一つ。そもそもこの新体育館をつくってくださいという体育協会の最初の要望は、人口56万人のまちのわりには体育館が足りないと。現市民体育館とサブ体育館と甲の原体育館、この中で大会に使えるのは市民体育館だけなんですね。で、大会が飽和状態で調整会議もいつもぎすぎすしていると。これを緩和してもらいたいということが発端なんです。だから市民のための体育館をつくってもらいたいというのが、体育協会のそもそものお願いだったんですね。それがどんどん発展して、全国大会までできるものということで、これは非常に嬉しいことなんですけど、市の団体が主催する大会は第2調整会議の対応というところで、今ある体育館が、要するにあふれちゃったと、施設が足りなかった場合にはサブアリーナは使えますよという決まり、これもうれしいんですが、予約方法として、全体的に3年前から予約を受けちゃった場合、この調整はどういうふうにするんですか。

○事務局 基本方針・基本計画をつくったときに、この議論をさせていただいたのですが、

細かくて本当に申しわけないんですが、要求水準書の63ページをお開きいただいて、これは実は基本方針・基本計画をそのまま切り取ってここに張りつけたものです。でするので予約方法については基本方針・基本計画のまま一切いじっておりません。

大会、イベントのうち、米印の1の(1)メインアリーナ、サブアリーナの両方を使用する場合、これを最優先とさせてあげないとバラバラというわけにはいかないのので、両方を使う大会、イベントの場合には最初に押さえられますよと。

それから、日体協、都体協に加盟する団体が主催する大会であれば3年前から押さえられます。

中体連、高体連でしかも都大会以上のレベルの大会であれば会場を押さえられますよと。

そういった議論をさせていただいて、この表にまとめたとおりの予約受付ということで御了解をいただいているということです。

○委員 3年前からできるという条件があるわけですよ、6つばかりね。市の団体の場合には9月から3月ごろまで、中でも10月、11月あたりはレクリエーション大会や体育大会が集中しているわけで、こことバッティングしてしまう場合があります。

3年前に中体連や日体協の団体がここを申し込んできた場合にはこれはどうなるんですか。

○事務局 3年前から先に押さえられているので、規模が条件に満たない大会は、そこ以外を使っていただく形になります。

○委員 そうすると、市民中心の大会を優先するという話ではなくなってしまいます。

○事務局 ここはやはり要求水準書に示した日程の幅の中で調整していくという考えでいきませんと、やはりこの3年前からの予約というのは必要ですし、それでいって市の大会を行うことも必要ですし、そこは枠の中で大きな大会で使わないときには使えるというような日程の調整をしていただくということで使っていただくしかないと思います。

○委員 幅とおっしゃいましたが、市民体育大会は前年度の10月ぐらいから11月にかけて調整会議をするのですから、さきにとられちゃったら、もう行うことができないじゃないですか。

○事務局 ここについては御議論いただいたはずでございまして、要はあくまでも市民体育大会は既存施設がどうしてもとれない、どうにもならないという状況の場合に限っ

て新しい体育館を使う、そういう取り決めだったはずですので、新しい体育館はあくまでも大会イベントの施設、それも全国大会というのを視野に入れなければいけない。全国大会というのはじゃあいつから予約を受付すればいいのかということと3年前からという話になってますので、あくまでもそういった大会が優先で既存施設で賄えないもののみが市民体育大会の場合ですね、既存施設で賄えないもののみが市民体育館を使うんだということなので、市民体育大会以外の全国大会などの大会を優先させていただくことはやむを得ないのかなと。

○委員　そうすると、体育協会が最初に手を挙げた趣旨と違うんですよ。市民体育大会や市民がなかなか使えないから新体育館を使ってくださいという要望をしているはずなのに、大きくなって確かに今イベントやったり音楽をやったりダンスなどを入れたりしなければその運営ができないというのはわかりますけれども、もともと私たち体協やレク協の趣旨は市民のための体育館を作ってくださいといってるわけですから、そのところが特にこの市の行事と一体になっている行事が優先されないというのはちょっと、全部そこに入れてくださいということではなくて、既存する体育館で現状をときどきこう無理して大学を借りて、場所を変えたりして何とかしのいでいる、この人たちの救済用に新しい体育館をつくってもらいたいわけで、で私はこんな話をしたわけです。

○事務局　市民体育大会は現市民体育館を中心に日程調節会議の中で割り振っているわけですね。そこで仮に大会同士でバッティングする場合の受け皿として新体育館を使えるので、基本的には旧体育館をそのまま結構使えるわけですよ。そういう中で新体育館に行くということは最小限になると思いますので、日程調整会議で調整できなかったものが、3年前から予約できた大会とバッティングするということも少なくなるかと思います。

○委員　3年前から予約可能としたのは全国レベルだと3年以上前から計画しなければいけないので、それに対応した予約スケジュールとしたと記憶しています。

○委員　それはそれでわかりました。だけど現実的に、やっていったときに、今の話ではそんなに困らないんじゃないかという事務局の話ですけど、今までの経験上、ほかの体育館だって最初はがらがらでもすぐに飽和状態になってしまうんです。八王子市にいい体育館ができれば必ず全国大会や全国レベルの大会が目をつけて飽和状態になるというのは目に見えています。

ですから、サブアリーナぐらいは市民のために、あふれちゃった大会のためにあけておいてもらわなければ、私たちが手を挙げた意味がないんですよ。

○事務局　ちょっと今思い出したんですが、その3年前からサブアリーナのみを使うという予約はできないことを決めたんです。サブアリーナは基本的にあけておくと。ですから、3年前からサブアリーナを予約するのが可能なのは、メイン、サブの両方を使う場合だけなんです。だから、そうじゃなければサブアリーナは空いています。

○委員　じゃあそれをちゃんと文書か何かで入れておいてもらわないと。

○事務局　申しわけございません。

○委員　サブアリーナは市民優先であるということもうたっておいていただかないと、サブアリーナを貸せというところも出てくる場合もあるし、例えばメインアリーナ、サブアリーナ、メインだけで用は済むけど、とりあえずサブも借りちゃおうかというのも出てくるわけです。ちょっと余裕を持って練習するためにサブでも使っておこうとか、こういう団体もあるはずですからね。

○事務局　ただ気持ちとしては、委員が言われるように、いい体育館だという評価をもらって、新体育館で全国大会などがたくさん開かれれば、市としては大変うれしく思います。

○委員　いいことだけど、手を挙げた私たちが要望した内容とは全然方向が違って来るからね。

○委員　だから、PFIで事業を行う場合、条件をつけて事業者を募集すると思うので、今この審議会の中で条件を決めているわけだから、この条件に入れてくださいと私はお願いしているんです。私は今、調整会議などで、がまんしてくれと、もう少したてば新体育館ができて希望する日程で大会ができると、もうちょっと時間がたてばゆったり市民の大会ができるからってみんなをなだめているんです。せっかく新しい体育館ができて、他市の人ばかりが使用して私たちが使えないじゃ何のためにつくったんだと、こういうことになる可能性もあるんで心配して言っているわけです。

○浪越会長　サブアリーナの件については要望を反映していただいて、それ以外のところは、昨年の審議会で大分議論したことがよく反映されていると思いますが、時間が押してるんですけれども、もう一点、事務局の方からは御審議いただきたいというような話の中で使用料、特に社会教育団体の減免制度というような事柄について審議、あるいは意見をいただきたいというお話もありましたので、それについてご意見などを

いただけますでしょうか。

○委員 障害者とか高齢者とか、社会教育団体についてぜひこれは使用料の減額と免除について検討していただきたいと思います。

○委員 減額というのはわかってますけど、免除というのはどういうものが対象となるんですか、現在。

○事務局 行政目的と障害者の使用については免除としています。

○委員 減額・免除について、今日、議論するには時間が足りないんじゃないかと思えます。これは慎重に検討しないとお金の問題も関わってくるわけだから、方針全体の中ではなく、個別に検討しないといけないんじゃないですかね。

○委員 料金の問題は大事な問題なんです。ですから思い切って決めてしまうようなことではなくて、さっきいくつか事例が出されましたけど、少しデータを提示していただいて、運営していくためにはどの程度必要か見えないと。また、高ければいいというわけでもなく、高すぎると使われなくなってしまいます。近々に料金を決めないといけないんだろうと思えますので、データをもうちょっと当たってみたいと思います。

○事務局 こういう方向性ということでは審議会の御意見をいただきたいとは考えておりますが、どうしても料金については市長が決定するものなので、市民の声はこういう声が多いですよということで参考にさせていただきますが、なかなかそのいくらという部分についてはここで決定というわけには参りません。あとこちらでは事業者へ上限額という形で示しますので、事業者によってはそれなりに安くなっていく可能性があります。

さっきも言いましたけど、メインアリーナ全面で1時間6,000円以下、これが大体の相場と考えています。

○委員 先ほど委員がお話ししましたように、2つの考え方があると思うんですね。私も全国いろいろな体育館をお借りしますんで、何しろ1本にまとめた料金、ある施設を、1日借りたら中身にかかわらず6万円というような方式と、先日大きなところを借りたときには減免していただいて体育館使用料は3万円だったんですけども、空調料が12万円、そういうケースもたくさんありますので、どちらがいいのかということから方向性を出さないといけないかなというふうに考えます。

例えば、空調なんていうのはいい時期だと、ほとんど要らないわけですね。クーラーも例えば真夏であればないとできないということもありますので、この辺がシー

ズン料金じゃないんですけどもオプションという形の方が借りる方も借りやすいかなど。

結構大きくなると、空調もすぐに効くわけではないですから、そのところを考えるといかなければならないというふうに思います。

○委員 基本的にちょっと料金を聞きたいんですけど、体育館がいくつかありますよね。そうすると個人利用の金額は同じ値段になっているんですか、それとも場所によって違うんですか。

○事務局 これについては、統一方向で考えています。というのは、今の市民体育館もこの体育館ができ上がれば改修して空調を入れる、そういう形になりますので、耐震補強工事をすると同時に空調の工事もすると、こういうことであれば、その時に一遍にまとめて個人利用1回いくらかという形に、個人利用については統一しないといけないと思います。

ただ、面貸しについては施設のグレードそれから使用する面積も異なってまいりますので、それについてはじゃあ統一基準で、どこの体育館も平米いくらかという形を出すのか、それともやっぱりそういう諸事情を配慮しながら施設ごとに決めるのか。それはこれから検討していかなければならないと思います。

○委員 基本的にその公平であるということをよく市は言うわけですけど、新体育館と、耐震工事でリニューアルしたあとの現市民体育館。その2つと、甲の原体育館とは格差ができると思うんです。そのときの使用料について市の基準は今言ったように、場所に応じて料金をとるのかなど、基準となる考え方がわからないと料金を算出しようがないんじゃないですか。

○事務局 基本的にさっきも申し上げましたとおり、個人使用料については格差を設ける必要はないと思います。というのは、新しい、今の体育館に空調が入ればすべての体育館に空調が入る。今むしろ、甲の原体育館は空調が入っているのに市民体育館は同じ料金なんです。それの方がおかしいんであって、空調という観点から個人利用については何百円という部分に統一しなければいけないと考えます。

○浪越会長 あと議題が2つあるんですけども、新体育館の事業の進捗状況は事務局から報告があったところですが。

○事務局 本日御議論いただいた内容以外についても、先ほど申し上げましたとおり、実施方針を公表した中で、様々な意見や質問をいただいて、よりよいものにしていくも

のですので、皆様方もこの後でお気づきになられたことがあればいつでも事務局の方に連絡をいただければ対応していきます。少なくとも特定事業を選定する2月までは修正が可能です。

○浪越会長 はい。ということなんで、2月までよろしいということなんですが、きょうの中であとで意見などがありましたらおよせいただければというふうに思います。

ほかになれば、本件についての審議は終了いたします。

事務局におかれましては、ただいまの議論を真摯に受けとめていただいて、新体育館の整備に反映していただくようお願いいたします。

次に、第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」に向けた取り組み状況について、これを事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 私の方からは進行表の(2)について御説明させていただきます。

平成25年に東京で開催されます「第68回国民大会・スポーツ祭東京2013」の八王子市における準備状況についてでございます。

もともとの資料ですね、こういうパンフレットがあります。これも含めて説明をさせていただきます。

まずは国民体育大会でございますが、そこにも書いてありますように、戦後の荒廃と混乱の中、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えるために昭和21年から始まった我が国最大のスポーツの祭典で、国のスポーツ振興法の第6条にも規定されている大会でございます。

国体開催要項基準にもその目的としまして、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものとうたわれております。

大会の主催者につきましては、財団法人日本体育協会、文部科学省、都道府県ですが、各競技会につきましては、競技団体と会場市を含めた5者で行います。

また、平成16年度に策定されました「八王子市スポーツ振興基本計画」では、国体開催までの10年間を計画期間としております。この計画の中にも国体を支えるという意識を育むとともに八王子市にふさわしい運営方法の検討に積極的に取り組んでいくと回答があります。

東京都の開催でございますが、こちらにもありますように、昭和34年の第14回

大会以来、実に54年振りとなっています。八王子市は各競技会の主催者として大会を開催することになりますが、正式・公開競技として「サッカー」「体操」「自転車（ロードレース）」「軟式野球」「ゴルフ」「高校野球（公式）」の6競技、またデモンストレーションとしてのスポーツ行事といたしまして「インディアカ」「グラウンド・ゴルフ」「少林寺拳法」「ターゲットバードゴルフ」「ネオテニス」「ブラインドサッカー」の6種目を行い、いずれも都内で最大規模となっております。

国体開催に向けての準備組織でございますが、平成21年1月20日に「八王子市国体準備委員会」を設立するための事前組織としまして、「発起人会」を都内で初めて設立をいたしました。ここでは八王子市国体準備委員会の設立趣意書や会則、役員・委員の選任等について議事を進めてまいりました。

また同年8月17日に八王子市長を会長としまして「八王子市国体準備委員会」が設立をいたしました。

本年8月23日には、準備委員会を実行委員会に移行しまして組織を拡充し、名称も東京都で募集をしました愛称を使用しまして「スポーツ祭東京2013八王子市実行委員会」といたしました。

委員数は現在214名で、市内の各界各層の参画を得ています。スポーツ振興審議会からも準備委員会設立当初から、当時でございますが、和田会長に就任をいただいております。

この9月には、総務企画、競技式典、医事衛生宿泊、輸送交通の4つの専門委員会を開催しまして、昨日まで開催されておりました「ゆめ半島千葉国体」の視察を行いました。

また、大会会場についてでございますが、このパンフレットの中ほどにも載っておりますが、サッカーにつきましては上柚木公園陸上競技場、体操が東京工科大学の体育館、自転車ロードレースが八王子市をスタートしましてあきる野、檜原、奥多摩町をゴールとするコース、また軟式野球と高校野球につきましては八王子市民球場、ゴルフは3会場ございまして、八王子カントリークラブ、GMG八王子ゴルフ場、武蔵野ゴルフクラブでございます。

また、別紙の方に載っておりますデモンストレーションにつきましては、会場につきましては現在調整中ということでございます。

国体の使用会場につきましては、国体の開催にあわせて整備も行ってまいります。

式野球と高校野球の会場であります八王子市民球場のスコアボードが東京都の国体の補助も受けながら、平成21年3月に電光掲示板とバックスクリーンの一体型となりまして改修工事を行いました。また22年度も防球ネット設置やベンチ内の改修を行いました。また今後も内野・外野の整備工事を行う予定でございます。

国体の開催は、地域スポーツの振興、普及だけではなく、活力ある地域づくりや人づくりを推進する機会にでもあり、市民協働、産業振興、福祉、医療、交通、環境対策など幅広い分野にわたります。

市民の総力を結集するとともに八王子の魅力を全国に発信しまして、大会の成功に向けて取り組んでいると考えています。

開催まであと3年となりましたが、委員の皆様方の力添えを得まして、八王子ならではの大会を開催したいと考えております。

国体についての準備状況は以上でございます。

○浪越会長　　ありがとうございました。事務局から68回国民体育大会の現在の進捗状況について説明、報告をいただきました。

御意見、御質問等があればお願いします。

○委員　　確認なのですが、正式競技、公開競技のどこどこを八王子市が幹事をするのか。

○事務局　　幹事いたしますのは単独開催の競技、ゴルフと体操と高校野球の硬式、これは八王子市が幹事となります。ちなみに軟式野球につきましては昭島市、自転車・ロードレースにつきましては奥多摩町、サッカーの女子につきましては、清瀬市が幹事となっています。

○委員　　デモンストレーションスポーツにつきましては幹事ということにならないんですか。

○浪越会長　　事務局。

○事務局　　デモンストレーションスポーツにつきましては市町村で全部実施いたしますので、1つの市で開催されますけど、それは幹事市という取扱いにはならないということでございます。

○委員　　国体の実行委員会の話につきまして、私は前会長ということで、約束で現在も常任委員の任に就いていましたが、ここで会長が決定しましたので、新会長に常任委員になっていただく方が会としてはふさわしいと思うんですがいかがでしょうか。

○事務局　　僭越ではございますが、事務局としてもここでちょうど就任されました浪越会

長の方で就任していただきたい。

○浪越会長　ほかになれば、本件については終了したいと思います。

もう一点、次に、戸吹スポーツ公園整備事業の進捗状況について事務局から報告をお願いします。

○事務局　それでは、時間も押してまいりましたが、案件の3番ですね、戸吹スポーツ公園整備事業の進捗状況につきまして御報告させていただきます。

それではお手持ちのカラーのA3版を、図面をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、以前審議会の方でも説明させていただきましたが、初めての方もいらっしゃると思いますので、改めて施設の概要の方から説明させていただきます。

場所につきましては、八王子市の北西部、戸吹町にあります清掃施設ですね、あの戸吹清掃工場の西側にありました一般廃棄物の最終処分場の跡地を利用して現在都市公園として整備を進めているところでございます。

公園の総面積につきましては、9.8ヘクタールとなります。

それでは、図面を見ながら施設の、概要的な施設の御紹介をさせていただきたいと思います。

A3図面右半分の真ん中に位置いたしますサッカー兼ラグビー場、こちらは人工芝の、面積が1万1,100平米こちらはサッカー、ラグビーとも大人のフルサイズのフィールドが賄える広さとなっております、少年サッカーにつきましては2面で開催できる広さとなっております。こちらにつきましては、ナイター照明もございまして、観客席が197席でございます。

このサッカー場の左隣、テニスコートになりますけども、こちらも人工芝となっております。6面の工事をさせていただきました。こちらにも夜間照明を設置させていただいております。

さらに左隣、さえずり池を超えてまた左隣ですけれども、こちらがスケートパークとなります。こちらはスケートボードやインラインスケート、BMXといった競技を行う全面コンクリート張りの八王子市に初めて設置する施設となります。こちらの面積が4,100平米というところなんですけども、こちらは日本最大級の広さということで、こちらの方も目玉の施設となるものでございます。

さらにその左隣ですけれども、原っぱ広場、こちらは全面芝生で、広さが約1ヘクタールということでございますが、こちらはいつでもどなたでも御利用いただける広

場となっておりますが、場合によりましては、グラウンドゴルフやターゲットバードゴルフなどで貸し切りの使用もあり得るということで考えてございます。

駐車場につきましては全161台、内訳につきましては普通車が151台、大型車が5台、身体障害者用が3台、それと思いやり駐車場、こちらが2台、それとその他に駐輪場といたしまして自転車、オートバイを80台収容できる広さのものを用意させていただきました。

細かい施設内容につきましては、図面に記載されておりますので、そちらをご覧ください。

また、私が先ほど言いましたように、処分場の跡地でございますので、公園としては珍しいんですけども、夜間につきましては閉鎖管理をさせていただきたいと思っています。

開園時間につきましては、朝7時半から夜22時30分までということで、この中で運動施設の方の貸し出しをさせていただきたいと考えております。

施設の説明につきましては以上でございます。

続いて、事業説明でございますが、本事業は総工費約13億4,000万円を投じまして、平成20年度から平成22年度までの3カ年で整備工事を進めております。これまでの20年、21年度の2年間で造成工事を始め、駐車場、テニスコート、原っぱ広場、クライムロック、ジョギングコースなどが既に完成しております。

それとサッカー兼ラグビー場につきましては既に地盤整備を完了しております。次年度が整備の最終年となりますので、現在サッカー兼ラグビー場の人工芝の敷設とスケートパークの整備を中心に管理棟などの管理施設の整備が順調に進められているところでございます。

以下すべての工事を平成23年3月に完了いたしまして、現在23年4月の開園に向けまして指定管理者の選定や開園式の準備など、管理運営の体制を整えておるところでございます。

以上で戸吹公園の進捗状況につきまして説明を終わらせていただきます。

○浪越会長 ありがとうございます。事務局の説明を終わりました。

御意見、御質問等はございませんか。

○委員 こういった施設ができることは非常に良い事だと思いますが、一つ気がかりなのがトイレは十分設置されているかということ。また、せっかく公園施設なのでミーテ

イングルーム的な施設が設置されているのかという点。こういう施設が設置されていないと、ちょっと利用しづらいという意見がでたりするのではないかと思います。

○事務局　まず1点目、トイレにつきましては、テニスコートの上のL字型のところ、ここが公園管理事務所となりますが、ここに1カ所ですね、もう一カ所クライムガーデンという施設の右下のT字型部分、こちらにトイレを設置しております。

御指摘のもう一点、会議室の方なんですけど、こちら処分場の上ということもございまして、そのあまり立派な管理棟を建てられないということと、施設の配置上のスペースがなかったことから設置できなかったということで御了承いただけたらと思います。

○委員　運動施設を使用する場合は使用料が発生するのか。

○事務局　先ほど説明させていただきましたサッカー兼ラグビー場とテニスコートとスケートパーク、この3施設につきましては有料施設となりまして、その金額につきましては現在検討中でございます。

○委員　スケートパークには照明はないのね。

○事務局　スケートパークを含め、有料の3施設につきましては夜間照明を設置しております。

○浪越会長　よろしいですか。

(なし)

○浪越会長　ほかになければ、本件については終了いたします。

以上で本日の案件はすべて終了いたしました。

その他として何か御発言がございませんでしょうか。

○事務局　今後の本審議会の活動ですが、本市のスポーツ振興基本計画ですね、これの見直し作業をお願いしたいと考えております。スポーツ振興計画の策定については、スポーツ振興法の第4条に「スポーツ振興審議会の意見を聞かなければならない」という規定がございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○浪越会長　はい、スポーツ振興審議会でスポーツ振興基本計画の見直しについて審議をしなければならぬということなんです。

それでは、次回の本審議会の開催については、事務局と日程を調整の上、文書をもって各委員に通知することといたします。

以上で、本日のスポーツ振興審議会を閉会いたします。

不慣れで申しわけありませんでした。ありがとうございました。

【午後9時00分閉会】

上会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ振興審議会会長

八王子市スポーツ振興審議会委員